

平成30年度 第1回 特別職報酬等審議会 会議録

日 時／平成30年8月16日（木）13：30～16：15

場 所／庄内町役場本庁舎 第一会議室

出席委員／川井利光、渡会正、阿部勉、秋葉正一、富樫仁、日下部忠明、高野学、足達正善、田澤縁、伊藤和美

アドバイザー／小野英一（東北公益文科大学准教授）

遅 刻／田澤縁

途中退席／高野学

事務局／海藤誠、高田謙、佐藤成紀

町 長： 合併に併せて三役の給与の改定を行ったが、それ以降の特別職報酬等審議会の開催はなく、今回は十数年ぶりの開催となる。この間に時代も大きく変わり、議員報酬だけでなく議会のあり方も含めて委員の皆様からは様々な角度から自由な意見をいただきたい。

平成29年3月議会定例会において、庄内町議会議員定数等調査特別委員会が設置され、平成29年12月議会において、その調査報告が出された。定数は現状維持、議長報酬325千円、副議長報酬266千円、議員報酬240千円にそれぞれ増額すべきと決定されている。この決定をもとに議会では「特別職報酬等審議会を開催し、議員の報酬だけではなく全ての特別職の報酬を精査すべき」と町に要求している。

町としてはその4年前にも前議会の議員定数等調査特別委員会の報告をもとに議員報酬増額と審議会の開催を要求された経緯があるが、調査内容や方法等について疑義があったことから議会とのやり取りを踏まえて結論を保留してきた。

近年は全国の地方議会のあり方についても、議員のなり手不足等の課題が浮き彫りになっており、総務省では「町村議会のあり方研究会」を立ち上げ「集中専門型」「多数参画型」の二つの新しい議会の形を提案している。どちらの考え方を優先し選択するかにより、議員定数や報酬が決まるといった提案でもある。

昨年町長選と同時に行われた町議補選でも立候補者はおらず、今年6月の町議選でも定数割れとなった。少子、超高齢、人口減少社会と地方自治体を取り巻く環境は今後さらに厳しくなり、判断が難しい時代が続く。今回の審議会においては、報酬に限らず地方議会のあり方全般への意見と同時に、日本一納得できる議会としての議員報酬等の答申を頂ければと考える。まずは皆様から忌憚のない意見を頂ければありがたい。

【会長選出】

町 長：互選で決めることになっているが、皆さんからの自薦、他薦を願う。

委 員：事務局案はないか。

事務局長：経験が豊富で、内情にも詳しい日下部忠明氏ではいかがか。

委員一同：了

【諮問】

別添、諮問（写）のとおり

【協議】

(1) 会長職務代理の指定について

会 長：皆さんからの自薦、他薦はないか。ないようであれば会長指名でよいか。

委員一同：了

会 長：それでは、富樫仁委員を指名する。

委員一同：了

(2) 諮問についての審議

会 長：始めに、この審議会のスケジュールと、具体的な審議内容等について事務局から説明してもらいたい。

事務局長：諮問事項については条例第2条にある「議会の議員の議員報酬額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額」になるが、今審議会では議員報酬額が中心と考えている。今後の進め方としては、今年度5回程度の開催を予定しており、11月頃を目途にまとめられればと考えている。一方で難しい課題でもあるので、慎重に審議を頂いた上で、結果として継続審議が必要な場合は、さらに検討していただきたい。地方自治体にとって庄内町にとって、住民が納得できるような結論を出していただきたい。

会 長：第一回目の審議会ということもあり、まずは委員の共通理解を深める必要がある。これまでの経過等について事務局に説明してもらいたい。

※事務局：配布資料の確認と、資料内容の説明（添付資料参照）

会 長：ここまでの説明を受けて、何か質問はあるか。

委 員：今回の議会の報告書では政務調査費は不要とのことだが、これまでもなかったのか。

会 長：合併前、立川町では5千円、余目町ではもともとなかった。合併時の調整で、余目にならう形で廃止された。

委 員：他の自治体の状況はどうなっているか。

会 長：市で2万円程度、県で4～50万円程度と記憶している。

委 員：最終的にこの審議会に出す答申書の内容は、当局として100%実行されるのか。

事務局長：答申内容を最大限尊重した上で、町長が決定するものとなる。

委 員：議会広報を見ても、庄内町議会は集まる回数が多いようである。同程度の町と比べて集まる回数が多いというのは、かえって効率が悪い感じもする。

会 長：庄内町議会では、常任委員会を中心に調査研究していくこととしており、それが庄内町議会の特徴となり、活動日数も増えている。

また、この議員活動日数については、本会議や常任委員会といった正式な議員活動以外にも、入学式や卒業式といった活動も含まれていると思う。

委 員：期末手当等についても、人勸によりある程度一律かと思っていたが、自治体によってかなり差がある。これはなぜか。

事務局：人事院勧告（国）、人事委員会勧告（県）はあくまでも常勤職員向けの勧告であり、特別職に向けた勧告ではない。特別職の手当についても、どこの自治体も

勧告を参考にするが、各自治体の状況に応じた対応となるため、どうしても自治体ごとに差が生じる。

委員：資料によると費用弁償が216千円程度となっているが、この額は他の町村に比べてどうなのか。

事務局：今回提出した資料は議会で作成した資料なので、確認しないと確かなことは言えないが、そもそも町（村）内会議の出席に対して費用弁償を支給していない自治体がほとんどであり、庄内町は他町村に比べて突出して高いと認識している。

会長：次回の審議会で他町村の分を含めて、町（村）内会議出席の費用弁償についての資料を準備してもらいたい。

委員：共済費はどうか。

事務局：議員年金はすでに廃止となっているが、すでに退職して議員年金を受給している方の分の負担金と認識している。

委員：議会の資料によると、共済費についてはほぼ全額が交付税措置されていると記載があるが、それでは他の費用負担の財源はどうなっているのかという疑問が出てくる。

事務局長：共済費の交付税措置を含め、確認して次回の資料として提出する。

委員：平成25年の報告書が保留されたのはなぜか。

事務局長：具体的な数字だけではなく、意見聴取会等で出された意見をまとめた形での報告書となっているが、その参加人数も少なかったため、それをそのまま住民の直接の声としてよいのかということもあったと記憶している。

事務局：平成25年の際は、町としても自治会長や民生委員等を対象にアンケート調査を実施した。その調査結果をまとめたところ、議会の報告とかなり隔たりがあった。町としては、議会報告内容では町民は納得しないのではないかと判断し、結論を保留したと聞いている。

会長：公益大学の小野先生から報酬等審議会を進めて行く上で必要になるであろう、地方議会のあり方等についての説明をお願いする。

※小野アドバイザーが資料を基に説明（以下、説明内容を抜粋）

小野先生： 町村議会のあり方について、アドバイザーとして情報提供させてもらう。

全国の各自治体では様々な議会改革を行っている。報酬を考える際に、報酬の高い低いだけでなく、議会活動をどうとらえるかについての議論も避けて通れない。

福島県矢祭町では議員報酬を日当制にした。矢祭町では日当の対象となる議員活動を本会議、委員会等にかなり狭く限定している。一般的には、これでは議会としてのパワーダウンを招くのではないかとの評価もあるが、これは矢祭町としてよく議論し考えた結果であるため、尊重する必要がある。

会津若松市も議会改革では先進的な取組をしていることで有名だが、ここでは議員活動をかなり広く認めている。本議会、委員会等の議会活動に加え、議

案や質問の調査作成、住民からの要望聴取等も含めて議員活動日数を算出し、市長の職務遂行日数との比率を市長給料に乗じることで、議員報酬月額を算出している。

議員活動をどのようにとらえるかで、このように大きな差が出る。議員報酬については、類似団体との比較方式で算出する方法が一般的ではあるが、やはり議員報酬が高い低いで考えるのではなく、議員活動をどうとらえるか、どのような議会を目指すのか、議会のあり方が論点になると思われる。自治体ごとに試行錯誤しているが、これが正解ということがないため、報酬等審議会における議論も非常に難しくなると思う。

町長の資料や地方議会のあり方研究会の報告書にもあるが、自治体議員像には「集中専門型」「多数参画型」の二つのベクトルがある。議員を専門職としてとらえるか、住民の縮図としてとらえるか、自治体としてどちらを目指すのかという議論が必要になる。

あり方研究会の委員でもある江藤先生によると、議員定数・報酬を考える上で7原則がある。

- ①答えがないテーマであるため、自治体でポリシーを示して考える必要がある
- ②議員報酬と定数は別の論理になる
- ③行政改革とは異なり、議会改革は地域の民主主義実現が目的である
- ④現在の議員のためではなく、将来の候補者のための改革を考える
- ⑤議会力をダウンさせない
- ⑥住民とともに定数や報酬を考える
- ⑦周知する十分な期間が必要

繰り返しになるが、議員報酬は答えのないテーマであり非常に難しい議論になるが、この審議会でもすごいアイデアが出て先進事例として全国に名を轟かせるようなことになればと思う。

会 長：小野先生の説明を聞いて質問や意見はないか。

委 員：議員報酬の金額云々ではなく、町議会議員の活動がなかなか見えてこない。議員に質問しても何もわかっていない感覚もある。報酬額以前に議員がもっと町民と接することで、もっと議会がパワーアップするのではないか。

小野先生：議員の活動が見えづらくなっているようであれば、報酬額に限らず議員活動についても議論してもらえればと思う。

会 長：地域住民の代表だという部分では、地域との触れ合いが見えづらくなっているのだと思う。もう一つ、専門職として求められている部分については、議員になってから町の機構や制度など理解すべきことが多い。地域住民がそれら両方を強く求めすぎている部分もあると感じる。

委 員：小野先生の資料にある4つ自治体の事例はすべて、このような報酬等審議会ですべて決めているのか。

小野先生：基本的には審議会を開くことになっている。

委 員：首長が内容を決めて議決を経ていると思うが、この内容でよく議員が賛成したなと感じる。

小野先生：議論の中では、当然反対意見はあり、決してみんなが賛成したわけではないと思う。議員報酬の場合、様々な考えがあるので全員一致というわけではな

いだろう。

委員：印象的だったのは、自治体議員像における二つのベクトルについて、会長の話にもあったように、実際には「専門職」「住民の縮図」の両方を住民に求められている議員の姿があると感じた。この審議会では、そのどちらに重きを置くかを含めてあり方を議論していかなければならない。議会改革についても、行政改革のように削減による効率の追求ではなく、地域の民主主義の実現が目的となる。私がこの審議会の委員として応募した理由も、今後この町をどうしていくか議論していく議員の質が重要であり、その質に見合った報酬が支払われるかについて興味があったためである。

小野先生：議会改革については、多少効率性は落ちてでも議会を強めて民主主義を充実させていくという判断もあると思う。そのためには議員の質の向上が必要となるので、この審議会で議論してもらえればと思う。

会長：私も「民主主義は時間と経費がかかるもの」とよく聞かされてきた。

委員：この審議会における答申については、議員定数についても含めるのか。

事務局長：直接的には報酬の額になろうかと思うが、定数の問題や住民意見を町政に反映させる方策等についても、関連して必要とあれば答申に盛り込むことも可能ではないかと思う。また、報酬額についても議会報告の金額は金額として、それにとらわれる必要はないと考えている。

委員：私は、議会と語る会に二回とも参加した。議員のなり手不足については、「議会議員」という仕事に魅力がなくなっているのではないかと。若者の政治への関心が薄れていることもあるが、議会広報を見ても反対するだけではなく、反対する議員が集まって対案を出して当局と議論する必要もあるのではないかと感じる。報酬を考えるにあたって、議会のあり方や議会活動についても議論していく必要がある。議会では定数維持を前提にしているが、昨年4月以降欠員1のままだが、問題もないように見える。

会長：次回の審議会の持ち方をどう考えているか。

事務局：次回の審議会は9月19日以降の開催で調整願いたい。時間帯についても委員の皆様が一番都合のつく時間帯で調整下さい。

会長：10月4日（木）午前9時からでよいか。

委員一同：了

会長：次回審議会に必要な資料はあるか。

委員：平成25年に町で行ったアンケート結果を資料としてもらいたい。

委員：その時の町と議会のやり取りについて、広報等に掲載されていたはずだ。

事務局：県内町村の費用弁償に関する資料、支出の財源に関する資料、平成25年度に実施したアンケート結果とその後の一連のやり取りに関する資料を用意する。